

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知）の2.3（7）で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）の廃棄物該当性の判断については、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環産廃第050725002号本職通知。以下「指針」という。）によりその考え方を示したところである。

当該指針については、建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例などが多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として示したものであり、当該指針による適切な取扱いをお願いしているところである。

一方、当該指針では、建設汚泥の再生利用について、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）を利用する場合には、都道府県知事等が当該指定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の8及び第15条の4の2による環境大臣の再生利用認定制度と同等の判断基準に沿って指定を行う場合には、当該建設汚泥処理物は再生利用されることが確実であるため、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であることを併せて示しており、都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである。

また、国土交通省では、建設工事から発生する廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の再生利用を促進するためには公共工事において積極的に建設廃棄物の再生利用を図っていくことが必要であるとの認識から、国土交通省が発注する公共事業においては、建設廃棄物の再生利用について、原則として経済性に関わらず実施する事項、いわゆる

る「リサイクル原則化ルール」^{注)}を定めているところであるが、今般、現行の「リサイクル原則化ルール」において再生利用を促進すべき建設廃棄物として指定されているコンクリート塊及び建設発生残土に加え、建設汚泥が新たに指定されるとともに、平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めることとしたところである。

今後、こうした国土交通省の取組により、各種公共事業において建設汚泥の再生利用の動きが進むことが期待されることから、環境省としても建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を別添「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」としてまとめたので、各都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市においては指定制度の積極的な運用に努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注) 「リサイクル原則化ルール」

リサイクル原則化ルールは、建設廃棄物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的役割を果たす必要があることから、国土交通省が発注する公共工事においては、原則として経済性に関わらず建設廃棄物の再生利用を実施することを定めたもの。

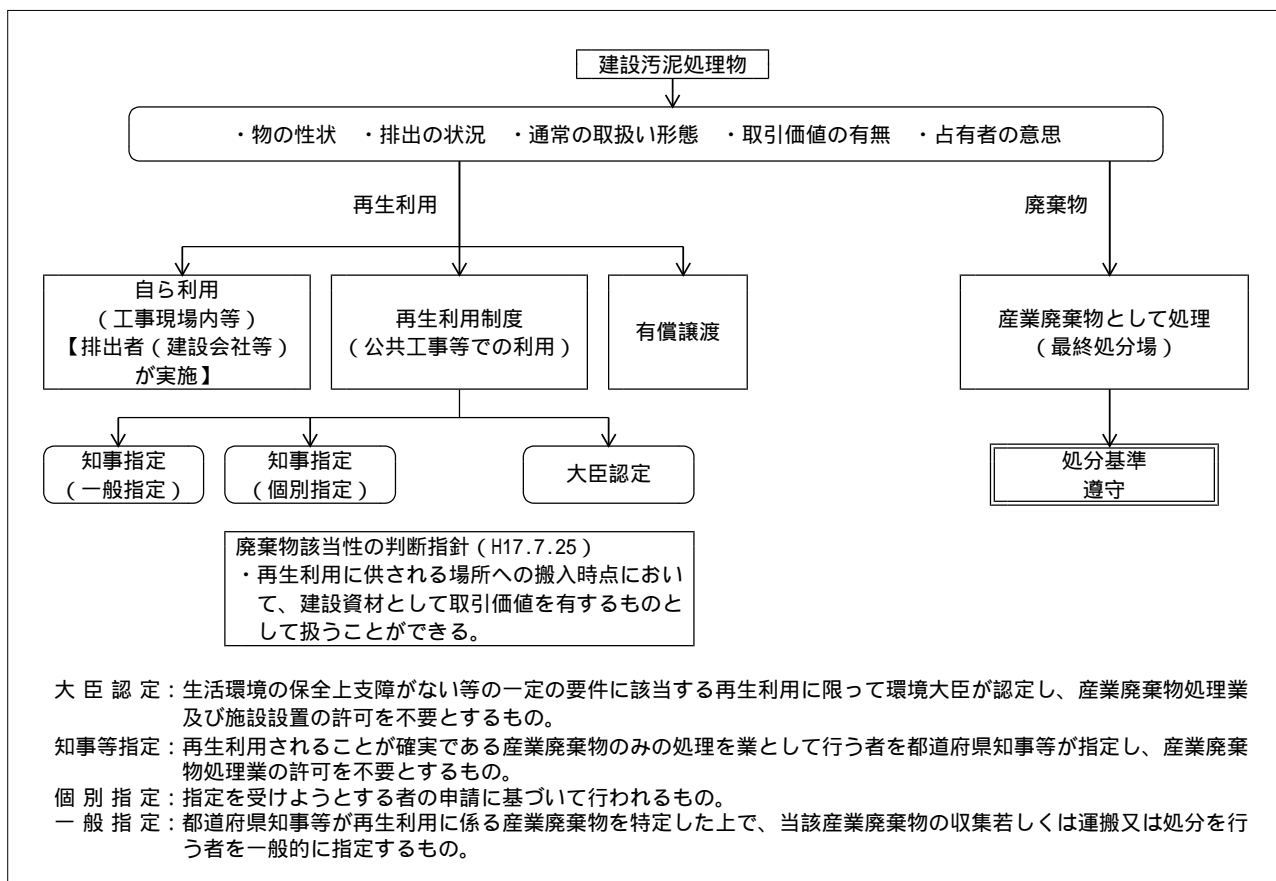
建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方

1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号による再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）の活用が期待されているところである。

これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されると考えられるからである。

図1 建設汚泥処理物の再生利用の考え方



2 指定制度活用に向けた課題

都道府県知事等が指定制度（個別指定）を活用する上で課題となる事項を整理した場合、以下の事項が挙げられる。

- 制度運用のための基本的な考え方の整理
- ・ 指定の範囲の考え方
 - ・ 不具合発生の場合の責任の考え方

- ・指定を受ける者（申請者）の考え方
- 再生利用が確実であることを確保するための確認事項
- ・搬出・利用計画等
- ・建設汚泥処理物の利用用途及び品質
- ・建設汚泥の処理工程
- ・建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理
- ・施工計画
- ・建設汚泥処理物の保管
- その他
- ・手続きの簡素化、期間短縮

3 指定制度の運用に当たっての考え方

2で整理した課題について、制度運用における考え方を以下に示す。

なお、ここで示すのは、制度運用のための基本的な考え方や再生利用が確実であることを確保するための確認事項についてであり、建設汚泥の再生利用全般については、施設設置に係る許可や排出事業者における保管基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）による各種規定が適用されるが、ここでは特に記述しないので留意されたい。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第二号及び第十条の三第二号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（以下「指定制度通知」という。））における「再生輸送」及び「再生活用」については、通知文の引用部分を除き、それぞれ「収集・運搬」、「中間処理」としている。

3.1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

【解説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環廃産発第050725002号本職通知。（以下「判断指針」という。））の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度においても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱ができると示していることから、指定制度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることを十分に審査することが重要となる。

当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要があることから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象である。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するま

での一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市（以下「都道府県等」という。）においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

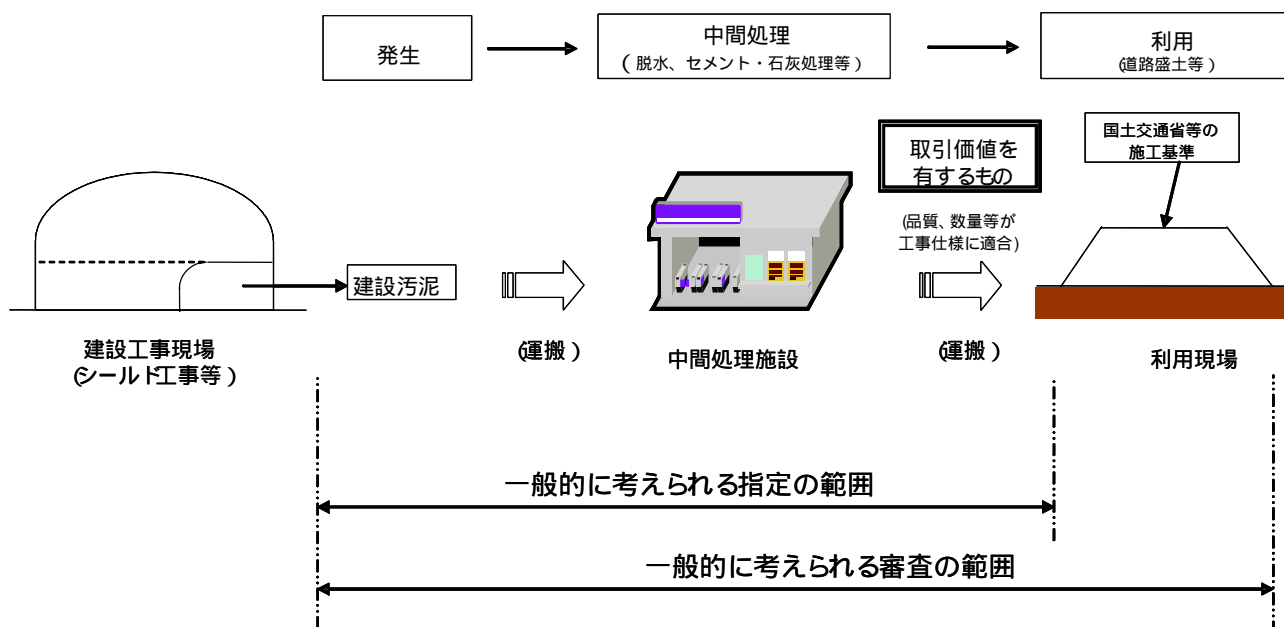


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

3.2 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

【解説】

「指定制度通知」では、「(略)再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう)を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう)を業として行う者を再生活用業者として指定し、(略)」としている。

したがって、指定を受ける者とは、指定に係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

また、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知)においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

3.3 指定に係る関係者の組み合わせ

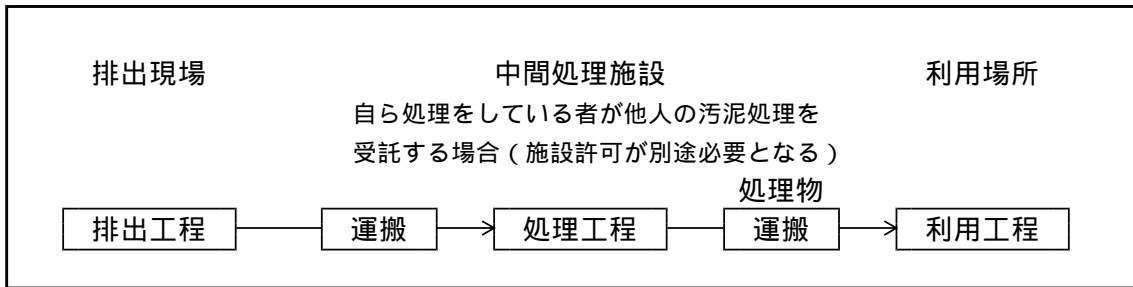
想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうち、

パターン1 - 、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1 - の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

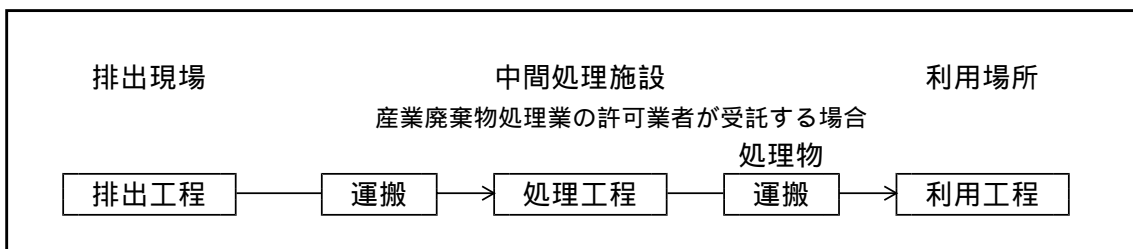
【解説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。

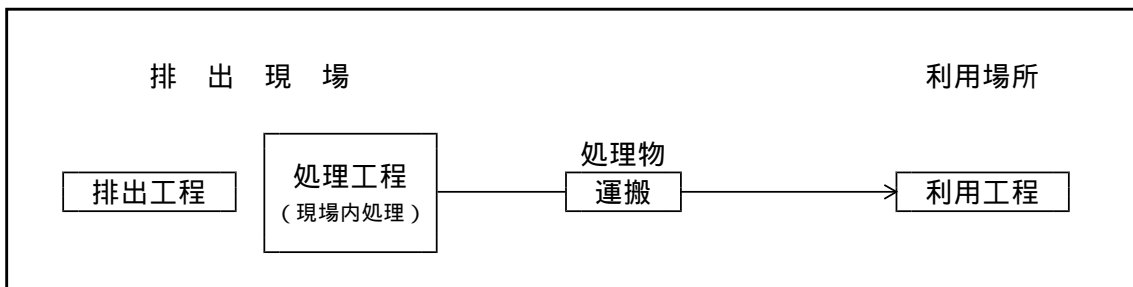
パターン1 -



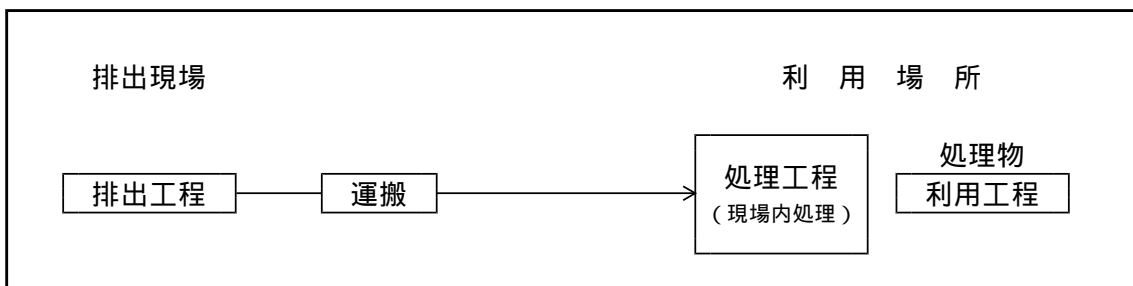
パターン1 -



パターン2



パターン3



3.4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実にを行うためには、建設汚泥処理物が、資材として利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定

められていることが重要である。

以下に、「(1)搬出・利用計画等」、「(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質」、「(3)建設汚泥の処理工程」、「(4)建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5)施工計画」、「(6)建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

(1) 搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・ 再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・ 建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと（国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当）の確認書
- ・ 法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・ 再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書（参考1）
- ・ その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

【解説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認するとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、公共工事、公益工事（鉄道、電力、ガス等）、法令等により認可された民間工事（土地区画整理事業等）、その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事については、国土交通省、都道府県、公益企業等により、設計・施工管理基準等が定められており、また、発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分であることに十分に留意することが必要である。

(2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知）における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できないことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壤環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に、「(略)建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、(略)」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ、利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある。(参考3に「建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質」を示す。)

(3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

審査時

- ・ 建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・ 施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・ 要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか(試験等で実証されているか)
- ・ 固化材等を添加する場合には、品質及び添加量等が適切か(試験等で実証されているか)
- ・ 施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ スtockヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・ 施設の運転体制が整えられているか
- ・ 建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

運用時

- ・ 申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・ 振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・ 適切な運転管理がなされているか

【解説】

判断指針の第二の一では、「(略)このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」としている。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であるとしている。

(4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられ

ていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- ・ 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・ 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

(5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

(6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等）。
- ・ 保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等）。 等

【解説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の認定制度での利用計画（高規格堤防）と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められているが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、

建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とすることが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配として準用するものではない。

3.5 その他

(1) 利用先への搬入後の考え方

建設汚泥処理物が利用された後、建設汚泥処理物に廃棄物が混入していた、建設汚泥処理物が再生利用先の求める品質を満たしていなかった等の事態が生じた場合には、廃棄物の不適正処理や不法投棄に該当し得るものであり、指定を受けた者を含む行為者等が責任を負うものである。

このような事態を防止するためにも、都道府県知事等は指定に当たり建設汚泥処理物の品質管理体制等を十分に把握して審査する必要がある。

(2) 指定制度通知について

指定制度通知では、「排出事業者から再生活用（輸送）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用（輸送）が営利を目的としないものであること。」「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の確実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

(3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用促進につながるものである。

(4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際には関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

(5) 申請書の様式の追加・修正

これまでの内容を踏まえて申請書第1号様式に追加・修正した様式を参考5に示す。

様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事に用 -

表面

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄		請負会社名	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日	
		担当者	TEL	建設業許可または解体工事登録		大臣 知事	号	
				会社所在地	TEL FAX			
工事名	工事種別コード*3	請負金額	千十千百十 億 億 億 億 億 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用				
工事施工場所	都 道 市 区 府 県 町 村	住所コード*4	工期	千十千百十 億 億 億 億 億 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)	再資源化等が完了した年月日	建築面積	延床面積	
工事概要等		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	平成 年 月 日	再資源化等が完了した年月日		構造 (数字に をつける)	階数	地上 階 地下 階

構造 (数字に をつける)	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 4.コンクリートブロック造	2.鉄筋コンクリート造 5.木造	3.鉄骨造 6.その他
用途 (数字に をつける)	1.居住専用 4.店舗 7.学校	2.居住産業併用 5.工場、作業所 8.病院診療所	3.事務所 6.倉庫 9.その他

解体工事については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

2. 建設資材利用計画(実施)

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材(新材を含む)				再生資材の供給元				再生資源			
分類	小分類	規格	主な利用用途	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	利用率	
	コード*5		コード*6		コード*7	コード*8	住所コード*4	コード*9	(注1)	B/A×100	
特定建設資材	コンクリート			トン					トン	%	
				トン					トン	%	
		合計		トン					トン	%	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン					トン	%
					トン					トン	%
		合計			トン					トン	%
	木材				トン					トン	%
					トン					トン	%
		合計			トン					トン	%
	アスファルト混合物				トン					トン	%
				トン					トン	%	
合計				トン					トン	%	
その他の建設資材	土砂			締めm ³					締めm ³	%	
				締めm ³					締めm ³	%	
				締めm ³					締めm ³	%	
		合計			締めm ³				締めm ³	%	
	砕石				m ³				m ³	%	
					m ³				m ³	%	
		合計			m ³				m ³	%	
	その他(再生資材のみ記入)				トン					トン	%
					トン					トン	%
		合計			トン					トン	%

コード*5
 コンクリートについて
 1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について
 1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
 木材について
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
 アスファルト混合物について
 1.粗粒度アスコン
 2.密粒度アスコン(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)
 3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル
 5.加熱アスファルト安定処理路盤材
 土砂について
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
 4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
 7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
 9.山砂、山土等の購入土、採取土
 砕石について
 1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石
 5.くり石、割くり石 6.その他
 その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード*6
 アスファルト混合物について
 1.表層 2.基層
 3.上層路盤 4.歩道
 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 土砂について
 1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
 4.構造物等の裏込材、埋戻し用
 5.宅地造成用 6.水面埋立用
 7.ほ場整備(農地整備)
 8.その他(具体的に記入)
 砕石について
 1.舗装の下層路盤材
 2.舗装の上層路盤材
 3.構造物の裏込材、基礎材
 4.その他(具体的に記入)
 その他について(利用用途を具体的に記入)

コード*7
 再生資材の供給元について
 1.現場内利用
 2.他の工事現場(陸上)
 3.他の工事現場(海上)
 4.再資源化施設
 5.ストックヤード
 6.その他

コード*8
 施工条件について
 1.再生材の利用の指示あり
 2.再生材の利用の指示なし

コード*9
 コンクリートについて
 1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について
 1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
 木材について
 1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
 アスファルト混合物について
 1.再生粗粒度アスコン
 2.再生密粒度アスコン(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)
 3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル
 5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
 土砂について
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
 4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
 7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
 砕石について
 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい
 4.その他
 その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について
 アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用 促進率 (%)
		現場内利用		減量化		搬出先名称			搬出先場所			現場外搬出量		再生資源 利用促進量 (注2)		
		用途 コード*10	利用量	減量法 コード*11	減量化量	3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに 付けて下さい	施工条件の 内容 コード*12	住所コード *4	距離 千メートル	搬出先の 種類 コード*13	受入地 の用途 コード*14	うち現場内 改良分			
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
建設発生木材 (木材が廃棄物 になったもの)	建設発生木材	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	搬出先3	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
建設発生木材 (伐木材、除根材 など)	建設発生木材	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	搬出先3	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	金属くず	トン	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	搬出先3	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
建設廃棄物	廃プラスチック	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	搬出先3	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
その他の分別さ れた廃棄物	アスベスト (飛散性)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	%	
	搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
	搬出先3	公共 民間			km		トン	トン	トン	%						
建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
	第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
	搬出先3	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%						
建設発生土	第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
	第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
	搬出先3	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%						
浚渫土	浚渫土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
	搬出先2	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%						
	搬出先3	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	%						
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³							地山m ³	地山m ³	地山m ³	%		

コード*10
1.路盤材
2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却
2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表-4」参照のこと)
再生資源利用促進
(再生利用された場合)
1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている
場合)
5.海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)

最終処分場・その他
(処分された場合)
6.最終処分場(海面処分場)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間
処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.~5.の合計

出典:「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(平成14年5月30日付け、国官技第41号・国官総第123号・国営計第25号・国総事第20号・国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁官繕部官繕計画課長・総合政策局事業総括調整官通知)

参考2 建設汚泥処理土の適用用途標準

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し 1		土木構造物の裏込め		道路用盛土				河川築堤				土地造成				鉄道盛土		空港盛土		水面埋立て 2	
		路床		路体		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成		評		評		評		評					
		評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留	評	留
第1種処理土 (焼成処理・高度安定処理)			最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意		最大粒径注意				
第2種処理土	処理土		細粒分含有率注意				細粒分含有率注意						粒度分布注意		粒度分布注意										粒度分布注意
	改良土				表層利用注意								表層利用注意		表層利用注意		表層利用注意		表層利用注意						淡水域利用注意
第3種処理土	処理土				施工機械の選定注意				施工機械の選定注意				施工機械の選定注意 粒度分布注意		施工機械の選定注意 粒度分布注意				施工機械の選定注意		施工機械の選定注意				施工機械の選定注意
	改良土				施工機械の選定注意 表層利用注意				施工機械の選定注意				施工機械の選定注意 表層利用注意		施工機械の選定注意 表層利用注意		施工機械の選定注意 表層利用注意		施工機械の選定注意 表層利用注意						淡水域利用注意
第4種処理土	処理土																								
	改良土																								淡水域利用注意

出典：「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知)

本表に例示のない適用用途に建設汚泥処理土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
 1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合、工作物の埋戻しを準用する。
 2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締め固め等)を別途考慮するものとする。
 注： 処理土：建設汚泥を処理したものを。 改良土：処理土のうち、安定処理等を行ったものを。

凡例： [評価]
 : そのままで利用可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
 : 適切な処理方法(含水比低下、粒度調整、機能付加、安定処理等)を行えば使用可能なもの。
 : 評価が のものと比較して、土質改良にコストおよび時間が必要なもの。

土質改良の定義
 含水比低下：水切り、天日乾燥等を用いて含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加：固化材、水や軽量材・補助工法等を混合や敷設することにより処理土に流動性、軽量性・耐久性などの付加価値をつけることにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による土中水分の固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

留意事項
 最大粒径注意 : 利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。
 細粒分含有率注意 : 利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
 礫混入率注意 : 利用用途先の礫混入率が規定されているもの。
 粒度分布注意 : 液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。または利用用途により粒土分布の範囲の規定があるもの。
 透水性注意 : 透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
 表層利用注意 : 表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼす恐れのあるもの。
 施工機械の選定注意 : 過転圧などの点で問題があるため、締め固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
 淡水域利用注意 : 淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

参考3 建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質

用途	工作物の埋戻し	建築物の埋戻し	土木構造物の裏込め	道路用盛土		河川築堤		土地造成		鉄道盛土	空港盛土	水面埋立		
				路床	路体	高規格堤防	一般堤防	宅地造成	公園・緑地造成					
用途ごとの要求品質	材料規定	最大粒径	50mm以下	100mm以下	(100mm以下)	-	-	100mm以下	(150mm以下)	100mm以下 (転石300mm以下)	-	300mm程度	-	-
		粒度	Fc:25%以下	-	(砂礫分以下: 25%以上) (Fc:25%以下)	-	-	37.5mm以上の 混入率40%以下	(Fc=15~50%)	37.5mm以上の 混入率40%以下	-	-	-	-
		コンシステンシー	-	-	(PI:10以下)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		強度	規定のCBR以上	通常の施工性が 確保できるもの	圧縮性の小さい材 料	規定のCBR以上	-	qc:400kN/m2 以上	-	qc:400kN/m2 場合により qc:200kN/m2	-	上部盛土について K30 70MN/m3	-	-
	施工 含水比	監督員の指示	-	最適含水比とDc 90%の得られる湿 潤側の含水比の 範囲	最適含水比とDc 90%の得られる湿 潤側の含水比の 範囲	最適含水比とDc 90%の得られる湿 潤側の含水比の 範囲	最適含水比より湿 潤側で、規定の乾 燥密度が得られる 範囲	Dc:90%以上の 締固め度が得られ る湿潤側の含水比 の範囲	最適含水比に近い 状態	-	Dc90%以上が得 られる範囲	最適含水比付近	-	
	締固め度	Dc:90%以上	-	Dc:90~95% 以上	Dc:90~95% 以上	Dc:90以上	RI計器: 締固め度平均値 Dc:90%以上 砂置換法: 締固め度最大値 Dc:85%以上	平均締固め度: Dc:90%以上 締固め度最低値 Dc:80%以上	RI計器: Dc:87%以上 砂置換法: Va:15%以下	-	Dc:90~95% 以上	90%以上	-	
	空気間隙率 または 過飽和度	-	-	-	-	粘性土 Va:10%以下 Sr:85%以上 砂質土 Va:15%以下	粘性土 Va:2~10% Sr:85~95% 砂質土 Va:15%以下	粘性土 Va:2~10% Sr:85~95% 砂質土 Va:15%以下	RI計器: Va:13%以下 砂置換法 Va:15%以下	-	粘性土 Va 10~15%	Sr=85~95% Va=1~10%	-	
1層の 仕上がり厚 さ	30cm 路床部 20cm以下	30cm以下	20cm以下	20cm以下	30cm以下	30cm以下	30cm以下	30cm以下	まき出し厚さ 30~50cm	-	30cm程度	一般的な土工: 30cm以下 空港高盛土等: 試験施工の成果を 設計・施工に反映 させるものとし、 まき出し厚さ、土 砂:10~50cm、 軟岩:30~50cm、 硬岩:最大粒径の 1.5倍程度ただし 1m以下	-	
その他	-	-	-	-	-	qc:400kN/m2 以上	-	-	-	-	-	-	-	
基準等	建設省: 「建設省総合技術 開発プロジェクト建 設事業への廃棄 物利用技術の開 発報告書」、昭和 61年3月 社団法人日本道 路協会: 「道路土工 - カル パート工指針」、平 成11年3月	社団法人公共建 築協会: 「公共建築工事標 準仕様書平成16 年版」、平成16年3 月 「建築工事監理指 針平成16年版」、 平成17年3月	社団法人日本道 路協会: 「道路土工 - 施工 指針 改訂版」、昭 和61年11月	社団法人日本道 路協会: 「道路土工 - 施工 指針 改訂版」、昭 和61年11月	社団法人日本道 路協会: 「道路土工 - 施工 指針 改訂版」、昭 和61年11月	財団法人リバーフ ロント整備セン ター: 「高規格堤防盛土 設計・施工マニ ュアル」、平成12年3 月	財団法人国土開 発技術研究セン ター: 「河川土工マニ ュアル」、平成5年6 月	都市機構: 「基盤整備工事共 通仕様書施工関 係基準」、平成16 年7月	運輸省鉄道局監 修 鉄道総合技術研 究所編鉄道構造 物等設計標準・同 解説 土構造物 平成4年10月	財団法人港湾空 港建設技術サービ スセンター: 「空港土木工事共 通仕様書」、平成 16年4月 財団法人港湾空 港建設技術サービ スセンター: 「空港土木施設施 工要領」、平成11 年9月	社団法人日本港 湾協会: 「港湾の施設の技 術上の基準・同解 説」			
備考	-	施設等の特性によ り必要な諸元を選 定する。	-	-	-	-	-	-	施設等の特性によ り必要な諸元を選 定する。	-	施設等の特性によ り必要な諸元を選 定する。	施設等の特性によ り必要な諸元を選 定する。		

出典:「建設汚泥再生利用指針検討委員会報告書」(平成18年3月)

)実際の適用に当たっては、利用側で定められている諸基準等にしたがうこと。なお、RI計器とは、放射性同位元素(radionuclide,RI)を利用して土の湿潤密度および含水量を測定するための計器である。

凡例 Fc:細粒分含有率 PI:粘性指数 qc:コーン指数 Dc:締固め度 Dc:平均締固め度 Va:空気間隙率 Sr:飽和度 -:特に規定なし ():望ましい値

参考 4

盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配

盛土材料	盛土高 (m)	勾 配	摘 要
粒度の良い砂(S)、礫及び細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。 標準のり面勾配の範囲外は安定計算を行う。
	5 ~ 15m	1:1.8 ~ 1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8 ~ 1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
	10 ~ 20m	1:1.8 ~ 1:2.0	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
	5 ~ 10m	1:1.8 ~ 1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1:1.8 ~ 1:2.0	

出典：「道路土工のり面工・斜面安定工指針(平成11年3月)」((社)日本道路協会)

第1号様式

年 月 日

知事 殿

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

建設汚泥再生利用個別指定業指定申請書

県 規則第2条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所及び事業場の所在地		
事業開始年月日		
事業 範囲	指定を受ける者	
	取り扱う産業廃棄物の種類及び量	
再生利用の目的		
再生利用の場所		
再 生 活 用 の 方 法	取り扱う産業廃棄物の再生活用方法	
	再生活用の用に供する施設の種類、数量及び能力	脱水施設の概要、数量、能力等
	再生活用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
	再生活用により得られるものの品質	
適切な運搬管理のための方法		
適切な施工管理のための方法		
再生活用により得られるものの保管方法		
取 引 関 係	排出事業者（法人にあつては、名称及び所在地）	
	再生活用業者（法人にあつては、名称及び所在地）	
	再生輸送業者（法人にあつては、名称及び所在地）	

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 再生利用が確實であることを確認するための書類
- 5 再生活用により得られるものの性状を明らかにする書類
- 6 再生活用の用に供する施設の平面図及び処理工程図
- 7 建設汚泥の排出から再生利用に係るマテリアルフロー図
- 8 指定を受ける者の数が複数の場合は、指定を受ける者の一覧
- 9 取引関係を記載した書類
- 10 生活環境上の対策を記載した書類
- 11 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 12 その他知事が必要と認める書類及び図面